

## 藤沢市子どもの生活支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、藤沢市（以下「市」という。）が藤沢市子どもの生活支援事業業務を委託するに当たり、業務全般に関して最も適切な企画力、技術力、実施体制、実績を有する事業者をプロポーザル方式により選定するために定めるものです。

### 1 事業の概要

#### (1) 業務名

藤沢市子どもの生活支援事業業務委託

#### (2) 業務の目的

本業務は、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもをはじめとする多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちを対象として、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場を提供し、基本的な生活習慣の習得や生活指導、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行うことで、子どもの豊かな人間性や社会性を育むことを目的とします。

#### (3) 業務内容（詳細は仕様書をご確認ください）

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 食事の提供
- エ 相談への対応、各種相談窓口や支援機関へのあっせん及び情報提供
- オ 子どもの生活に必要な物品等の提供
- カ 藤沢市要保護児童対策地域協議会との連携体制の確保
- キ その他

#### (4) 募集地区（地区区分は、藤沢市の統計上の区分です）

次の地区での開設となります（各地区に1か所ずつ）。なお地区ごとの募集となりますが、複数地区に応募することも差し支えないこととします。

- ア 南部地区：朝日町、藤沢、藤沢1～5丁目、本町1～4丁目、鵜沼の一部、鵜沼神明1～5丁目、西富、西富1～2丁目、大鋸、大鋸1～3丁目、藤が岡1～3丁目
- イ 北部地区：長後、高倉、下土棚、湘南台

#### (5) 委託期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

- ※ ただし、本業務は、業務継続による計画的な支援を実現する観点から、本契約期間の受託者による実績が良好である場合、当該受託者との間で、

上記委託期間終了後、最長で2028年（令和10年）3月31日までの期間については、年度ごとに随意契約による更新を行う可能性があります。

(6) 発注者及び提案募集事務局（以下「事務局」という。）

ア 発注者 藤沢市長 鈴木 恒夫

イ 事務局

藤沢市 子ども青少年部 子ども家庭課 子ども家庭担当

所在地：〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎3階

電 話 : 0466(50)3569(直通)

メールアドレス : fj-kodomo-ss@city.fujisawa.lg.jp

担 当 : 川口、北村

## 2 応募資格

参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 公募日以降、業務委託期間中も継続して、藤沢市内に事業所を有する法人であること。
- (2) 他の参加表明者に、協力団体等として重複した参加をしていない者であること。
- (3) 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体もしくは藤沢市暴力団排除条例第2条第2号から第5号に規定する暴力団等及びそれらと密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。

### ※参考

地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (5) 公表日以後、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者並びに指名停止の措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手

続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと（会社更生法にあっては再生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）。

(7) 藤沢市税に滞納がない者であること。

### 3 スケジュール

事業者選定までのスケジュールは次のとおりとします。なお、審査日程等が変更になる場合は、事務局から参加表明者に連絡をします。

公募期間 参加表明の締め切り	2025年（令和7年）1月7日（火）～ 同年1月21日（火）午後5時
実施要領等への 質問受付期間	2025年（令和7年）1月7日（火）～ 同年1月21日（火）午後5時
質問に対する回答 期限	2025年（令和7年）1月27日（月）午後5時までに、 市ホームページ上にすべての質問と回答を公表します。
プレゼンテーション 参加可否決定通知	2025年（令和7年）1月27日（月）までに市が通知 を発送
企画提案書等の 提出期間	2025年（令和7年）1月28日（火）午前9時～ 同年2月4日（火）午後5時
プレゼンテーショ ン・ヒアリング審査	2025年（令和7年）2月10日（月）（予定）の市が 参加表明者に指定する概ね35分間
最終選定結果の通知	2025年（令和7年）2月17日（月）までに通知を発送

### 4 参加表明

本事業に参加を表明する事業者は、「2 応募資格」を確認の上、次の書類を提出してください。

#### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）：1部

イ 登記簿謄本の写し：1部

ウ 藤沢市税の納税証明書（直近の年度分）：各1部

※税額が0円又は課されない場合は、その旨がわかる証明書を提出してください。

エ 法人の事業概要が分かる法人案内等の資料：1部

オ 直近の財務書類及び事業報告書の写し：1部

※ 複数地区に応募する場合は、提出書類は一組で可とします。

## (2) 提出先及び提出方法

### ア 受付期間

2025年（令和7年）1月7日（火）から同年1月21日（火）までの開庁日（土日祝日を除く）のうち、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

### イ 提出先及び提出方法

事務局へ持参してください。

## 5 質問及び回答

本要領、仕様書に関して質問がある場合には、質問書（様式第2号）を提出してください。

### (1) 受付期間

2025年（令和7年）1月7日（火）から同年1月21日（火）までの開庁日（土日祝日を除く）のうち、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）。

### (2) 提出方法及び提出先

事務局へ持参またはEメールにて提出してください。なお、Eメールで提出する場合は、メールのタイトルを「生活支援事業業務委託プロポーザル質問書」とし、送信後（午後5時を過ぎた場合は翌開庁日の午前9時以降）に事務局へ電話で連絡してください。

### (3) 質問への回答

2025年（令和7年）1月27日（月）午後5時までに市ホームページ上に全ての質問と回答を公表します。なお、再質問の受け付けは行いません。

## 6 プレゼンテーション参加可否決定

「4 参加表明」により期日までに参加表明書（様式1）の提出があった事業者に対し、2025年（令和7年）1月27日（月）までに市がプレゼンテーション参加可否の通知を発送します。

## 7 企画提案書の提出

「4 参加表明」により期日までに参加表明書を提出した事業者は、次の書類一式を提出してください。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）：原本1部、写し15部  
企画提案書作成要領に基づき作成したもの。

イ 人員配置計画書（様式第3号）：原本1部、写し15部

ウ 見積書（様式第4号）：原本1部、写し15部

※複数地区に応募する場合、アは複数地区への応募であることが分かるように作成し、イ、ウは応募する地区ごとに作成してください。

(2) 提出期間

2025年（令和7年）1月28日（火）から同年2月4日（火）までの開庁日（土日祝日を除く）のうち、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）。

(3) 提出方法及び提出先

事務局へ持参してください。なお、提出された書類の差替え、追加等は認めません。

8 本事業の予算額の上限（開設1か所当たり。消費税及び地方消費税を含む）

次の金額を上限として、企画提案書を作成してください。（見積額が上限を超えた場合は失格となります。）

(1) 運営費用

5,080,000円

運営費用の用途については、見積書（様式第4号）の支出項目の範囲内とします。

(2) 初度調弁費用（これまでに本事業において市と契約を締結したことがある事業者は、初度調弁費用を計上できません。ただし、これまでに開設した地区以外の地区に開設する場合は、計上できることとします。）

660,000円

初度調弁費用の用途については、事業の実施に必要とする軽微な施設の改修、消耗品及び備品の購入に係る費用とします。

※敷金・礼金等や施設の大規模な改修に係る経費については、委託料の用途の対象外とします。

9 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施日 2025年（令和7年）2月10日（月）（予定）

※実施日時及び実施場所については、プレゼンテーション参加決定通知とともに通知します。

(2) 時間配分は各事業者概ね35分間（プレゼンテーション25分以内、ヒアリング10分程度）。

※複数地区に応募する場合も、プレゼンテーション・ヒアリングの時間配分は上記のとおりです。

※上記時間に事業者の入れ替え時間、準備時間は含みません。

(3) 当日は、事前に提出した企画提案書等を基にプレゼンテーションを行ってください。

※プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、パソコン等については事業者が用意してください。プロジェクター及びスクリーンは、事務局が用意します。

※当日の説明者は3人以内（本業務を担当する者を原則含む。）とします。

## 1 0 優先交渉権者の選定

### (1) 選定・審査方法

選定方法は総合評価とし、藤沢市子どもの生活支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員（以下「選定委員会」という。）の委員が、審査基準（表1）に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し、点数化します。この審査結果に基づき、地区（南部地区、北部地区）別に、各委員の評価点の合計点が最も高く、また、市が設定する基準点（満点の6割）を超えた者を優先交渉権者として選定します。

なお、同じ地区において、最高得点の事業者が複数となった場合、審査基準（表1）の「6業務の内容について」における点数が最も高い者を優先交渉権者とします。さらに、「6業務の内容について」が同点であった場合は、選定委員の投票により優先交渉権者を決定します。

また、プレゼンテーション・ヒアリング審査の参加者が1者であった場合、審査の結果、市が設定する基準点（満点の6割）を超えていれば、優先交渉権者として決定します。

※総合評価点は参加表明者ごとに公開しますが、点数の内訳は公開しません。

### (2) 選定結果の通知

選定結果の通知については、結果にかかわらず、2025年（令和7年）2月17日（月）までに、参加表明書に記載のある所在地宛に発送するとともに優先交渉権者及び第2位順位交渉権者のみ名称を市ホームページ上に掲載いたします。

## 1 1 契約の締結について

優先交渉権者として選定された者は、市との協議調整の後、仕様等が条件を満たしていることを確認した場合、藤沢市契約規則等に従い、市と契約を締結する

ものとしします。

(1) 契約期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

(2) 仕様等の決定

仕様等は、選定結果通知後、選定事業者と仕様等の再調整をした上で決定します。

なお、仕様等の調整が不調となった場合は、次点の事業者と調整を行います。

1.2 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 「2 応募資格」に規定する要件を満たさなくなったとき

(2) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載があるとき

(3) 見積額が上限額を超えるとき

(4) 所定の日時及び場所に提出物を提出しないとき

(5) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき

(6) 提案に関して談合等の不正行為があったとき

(7) プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加しなかったとき

(8) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき

1.3 その他特記事項

(1) 参加表明後に表明を取り下げる場合は、参加表明取下げ書（任意様式）を提出してください。

(2) 本事業のプロポーザルに係る一切の費用は、事業者の負担とします。

(3) 提出された書類は返却できません。

(4) 提出された企画提案書の著作権は、提案の採否にかかわらず、企画提案書を提出した事業者に帰属します。ただし、市が公表等に必要と判断した場合は、無償で使用及び修正する権利を持つものとし、企画提案書を提出した事業者は著作権人格権を主張し得ないものとしします。なお、提出書類は本業務以外の目的で使用することはありませんが、企画提案書は「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出する書類において、法人に関する情報（公開することによって、法人の正当な利益を害するおそれがある情報）に該当するものは、その旨を明記し、該当する部分を明らかにしてください。

(5) 事業者は、委託事業者決定後において、この実施要領の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

(6) 本事業は、令和7年度予算が藤沢市議会において議決されることを前提とし

ています。予算が議決されず、成立しなかった場合は、本プロポーザルは無効となる場合があります。なお、その場合においても、事業者は市に対し、参加表明書や企画提案書の提出に当たって負担した費用等について請求できません。

以 上